



迷惑行為への対応

良い診療環境を保つために

以下のような**迷惑行為**があった場合は、
診療の中止及び**警察への通報**を行う場
合があります。
ご理解、ご協力をお願い致します。

迷惑行為とは

- ・他の患者さんや病院職員への暴力、もしくはその恐れがあると
思われる状況
- ・大声、暴言又は脅迫的な言動により、他の患者さんに迷惑を
及ぼし、あるいは病院職員の業務を妨げるような行為
- ・解決しがたい要求を繰り返しを行い、病院職員の業務を妨げた場合
- ・機器・設備などを故意に破損した場合
- ・治療もしくは面会の用事なく病院建物もしくは敷地内に立ち入り、
注意しても退出しない場合
- ・受診に必要でない危険な物品を院内に持ち込んだ場合
- ・その他上記に準ずる行為



